

多度津自動車学校 校則

当自動車学校は、香川県公安委員会の監督の下に、安全運転者の育成にあたっている教育機関であります。従って運転免許取得という目的をもった多数の教習生が勉強している公的な施設ですから、お互いが楽しく、そして快適な教習がうけられますよう、次の校則を必ず守ってください。

校 則

1. 粗暴^{そぼう}又は、風紀秩序^{ふうきちつじよ}を乱すような行動^{みだ}をしたり、そのほか、他の教習生の迷惑^{めいわく}になるような行動^{こうどう}をしないこと。
 2. 通学者は、シートベルト、ヘルメット等は必ず着用すること。
 3. 教習期間は、無免許運転^{むめんきょんてん}や交通事故^{こうつうじこ}・交通違反^{こうつういはん}は絶対にしないこと。(万一発生した際は直ちに連絡^{まんいちほっせい}してください。)
 4. 教習生相互間のトラブルは、絶対に起こさないこと。
 5. 未成年者の喫煙^{きつえん}など、法律^{ほうりつ}に違反^{いはん}する行為^{こうい}は行わないこと。
 6. 服装^{ふくそう}、履物^{はきもの}については、教習生としてふさわしいものであること。(ゲタ・サンダル・スリッパは禁止^{きんし}、靴^{くつ}は正しく履くこと。)
 7. 故意^{こい}、過失^{かじつ}による器物^{きぶつ}の破損^{はそん}、滅失^{めつしつ}は弁償^{べんしょう}していただくことがあること。
 8. 不正な手段^{ふせい}で、教習^{しゅだん}を受けたり、受けようとしなないこと。
 9. 不必要に、教習生以外の友人^{ゆうじん}を連れてこないこと。
 10. その他、当校できめられた諸規則^{しよこく}、指示^{しじ}、指導^{しどう}に従うこと。
- 以上の事項^{じこう}について守れない場合は、停学^{まも}、又は、退学^{たいがく}の処分^{しよぶん}を行うことがある。

私は、貴校の校則を必ず守り、一生懸命、教習に取り組み、優れた交通社会人になるよう、努力いたします。

万一違背した場合は、いかなる処分をうけても、異議はありません。

平成 年 月 日

多度津自動車学校殿

住 所

氏 名

Ⓜ

アンケート	
当所を選んだ理由は？	1. 卒業生の紹介 2. 知人の紹介 3. 交通の便が良い 4. 駅の看板を見て 5. 当校の職員の勧誘 ()